

買受申出をされる方へ

本件は、

物件番号 1、2

と

物件番号 3、4

に分けて売却しております。

入札を申し込む際には、必ず物件番号を明記してください。物件番号の記載がない場合には、その入札の申し込みが無効となるおそれがあります。

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	□平成 年()第 号 物件番号
私は、暴力団員等ではありません。	
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(個人) 本人	住 所 (フリガナ)
	氏 名 (印)
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	□平成 年()第 号 物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。	
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名 (印)
	役 員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 □代表者	住 所 (フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
2	住 所 (フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
3	住 所 (フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
4	住 所 (フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日

注 意

- 1 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月 3日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 葉 山 史 菜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月18日 午前 9時00分から 令和 7年 9月26日 午後 5時00分まで
開札期日 場 所	令和 7年10月 3日 午前 9時30分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 7年10月17日 午前10時00分 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 7年 9月 3日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	52,970,000 42,376,000	一括	10,600,000	217,381	83,844
1	26,000,000				
2	26,970,000				
	</				



物 件 目 録

- 1 所 在 吹田市藤白台二丁目
地 番 125番18
地 目 宅地
地 積 376.03平方メートル
- 2 所 在 吹田市藤白台二丁目125番地18
家屋 番号 125番18
種 類 居宅
構 造 木・鉄骨造瓦葺・陸屋根2階建
床 面 積 1階 123.65平方メートル
2階 43.45平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 車庫
構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建
床 面 積 16.02平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 7月17日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 葉 山 史 菜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 吹田市藤白台二丁目
地 番 125番18
地 目 宅地
地 積 376.03平方メートル
- 2 所 在 吹田市藤白台二丁目125番地18
家屋 番号 125番18
種 類 居宅
構 造 木・鉄骨造瓦葺・陸屋根2階建
床 面 積 1階 123.65平方メートル
2階 43.45平方メートル

(未登記附属建物)

- 種 類 車庫
構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建
床 面 積 16.02平方メートル



令和7年(ケ)第112号
令和7年5月22日受理
令和 年 月 日提出
7.6.20

現況調査報告書

(物件1, 2)

大阪地方裁判所

執行官 平 島 武 彦

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 吹田市藤白台二丁目
地 番 125 番 18
地 目 宅地
地 積 376.03 平方メートル
所有者 A

2 所 在 吹田市藤白台二丁目 125 番地 18
家屋 番号 125 番 18
種 類 居宅
構 造 木・鉄骨造瓦葺・陸屋根 2 階建
床 面 積 1 階 123.65 平方メートル
2 階 43.45 平方メートル
所有者 A

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	吹田市藤白台2丁目1-14		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類：車庫 構造：コンクリートブロック造陸屋根平家建 床面積：16.02㎡ }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居・車庫として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日 } ☐ ある		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札 所有者の姓（ローマ字併記）
- (2) 郵便受け 表示なし

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積と概ね一致すると思われるが、正確には専門家の測量を要する。目的土地については、法務局に地積測量図の備え置きがない。
- (2) 目的土地付近は丘陵地であることから、概ね西から東に向けて土地が低くなる形で傾斜しており、西側隣地との間には3メートル程度の高低差が、東側の道路との間には1メートル程度の高低差がある。
- (3) 目的土地は、建築基準法上の道路に接面している。
- (4) 目的土地の北東部分にカーポートが存在する。カーポートは、接面道路に高さを合わせる形で設けられていることから、目的土地や北側隣地との間に1～1.4メートル程度の高低差が生じている。
- (5) 目的土地の西側部分に波板囲いの工作物（物置）が存在する。また、目的建物の南側の庭に池が存在する。

3 目的建物（主たる建物）の現況について

- (1) 形状は、概ね間取図（概略図）のとおりである。
- (2) 目的建物は、1階南西側洋室の床のたわみ、壁クロスや床の傷などが見られるほか、経年相当の劣化、損耗が認められる。
- (3) 目的建物の東側平家建部分の屋根裏に収納部分が存在するが、構造等を考慮し、増築部分とは考えず、床面積には算入していない。
- (4) 目的建物内部には、家財道具、日用品等の動産類が存在する。
- (5) 目的建物では犬2匹が飼育されているが、動物臭は強くはなかった。

4 目的建物（附属建物）の現況について

- (1) 形状は、概ね間取図（概略図）のとおりである。
- (2) 照明器具が脱落しているほか、経年相当の劣化、損耗が認められる。
- (3) 附属建物内部には、動産類が存在する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者	1 目的建物には、私と家族で住んでいます。 2 目的建物では犬を2匹飼育しており、犬の引っかき傷が壁や床にあるほか、南西側洋室の床がたわんでいますが、この他に大きな不具合はないと思います。

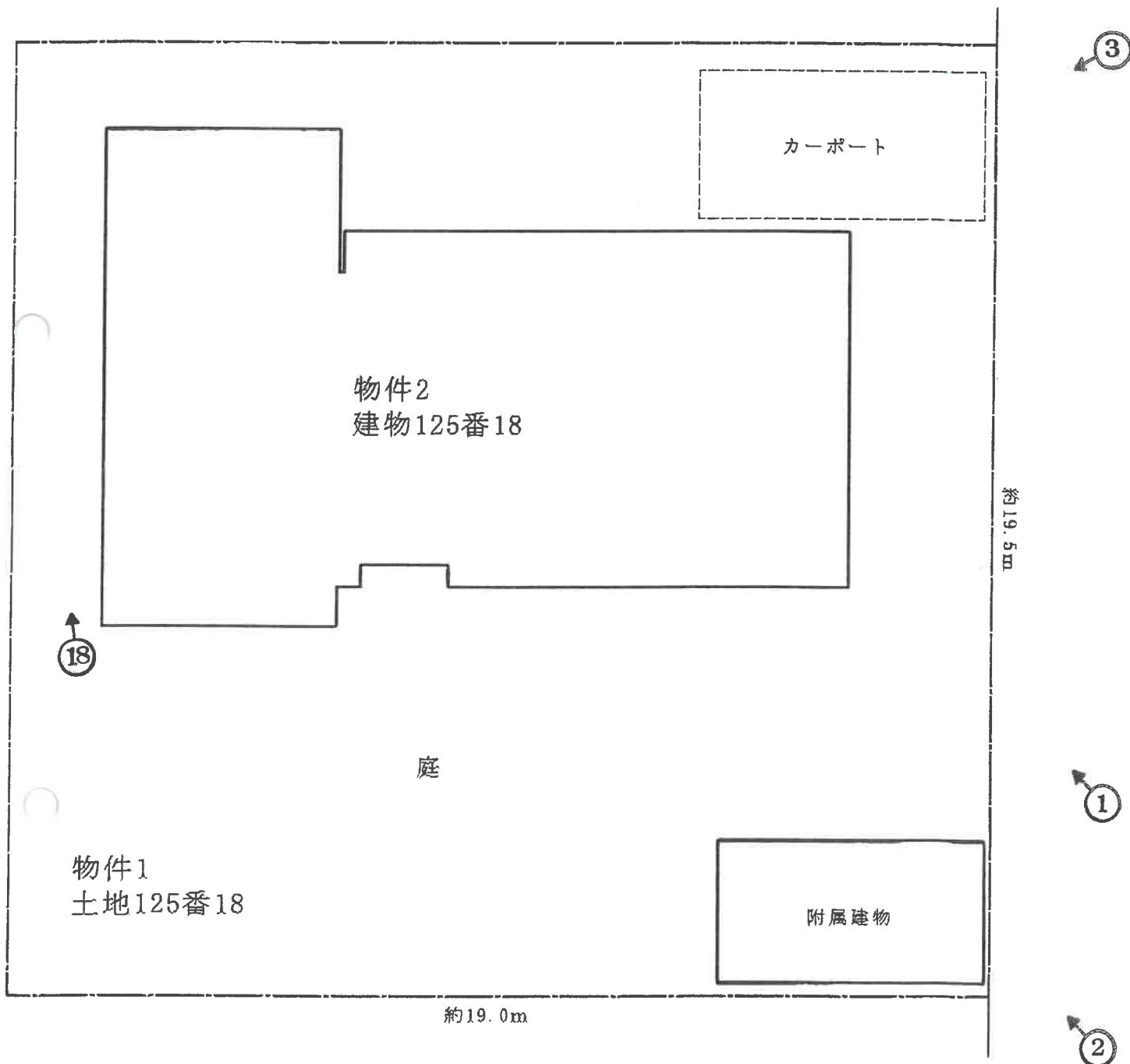
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

土地建物位置関係図
令和7年（ケ）112①

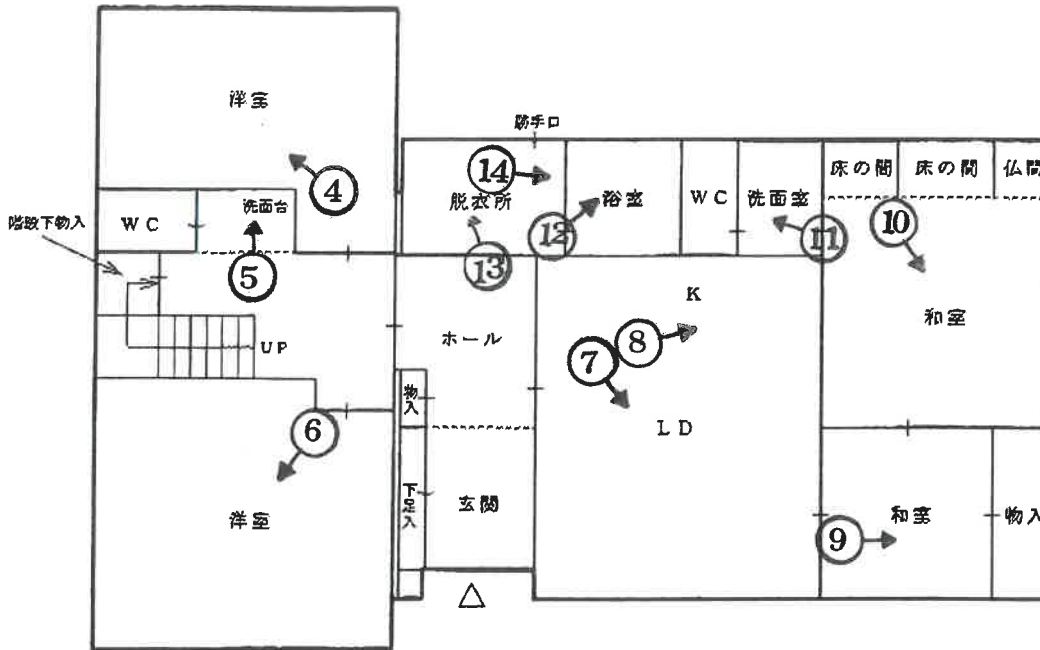


市道（42-1-1）
現況幅員約7.5m

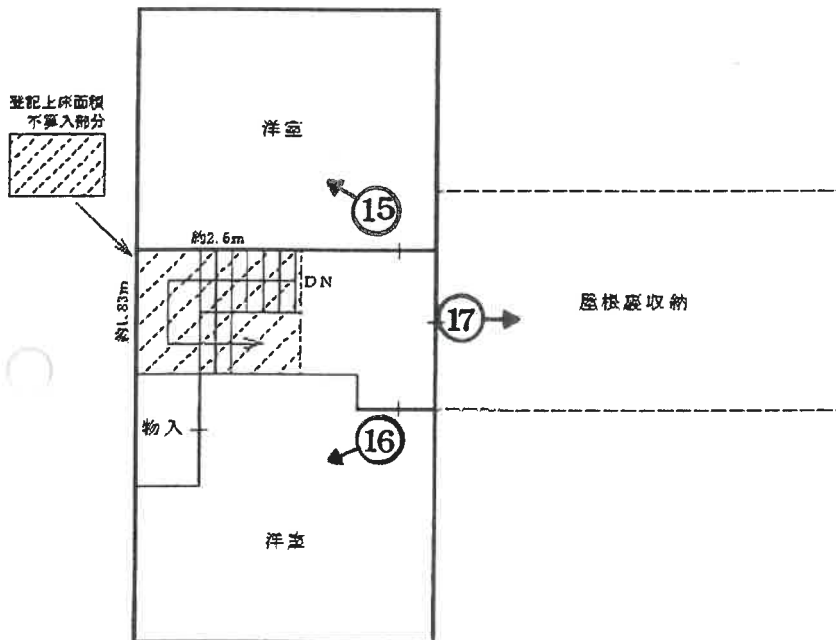


（○写真撮影場所・方向）

間取図（概略図）
令和7年（ケ）112号①



1 階



2 階

C B 造陸屋根平家建
16.02㎡



附属建物
(未登記)

(←○写真撮影場所・方向)

(7 枚目)



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭

壁クロスの損傷



⑮



①6



①7



①8

目的建物の西側にある
工作物



19

令和 7年（ケ）第112号①
令和 7年 6月10日 現地調査
令和 7年 6月17日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

（ 土地付建物 ）

〔物件1, 2〕

評価人 不動産鑑定士

小 笠 裕 也

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 52,970,000 円	
内 訳 価 格	
物件1	金 26,000,000 円
物件2	金 26,970,000 円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計額である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評 価 の 条 件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	下記特記事項記載のとおり
2	所 在 号 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	下記特記事項記載のとおり
番号	特 記 事 項		
1	管轄法務局に地積測量図の備え付けは無い。 対象土地の位置、形状については、建物図面及び現地調査等から概ね土地建物位置関係図のとおりと確定した。また、地積については概ね登記数量と一致するものと思われる。 ただし、詳細については専門家による調査、測量等を要する。		
2	目的土地の南東部に以下の未登記附属建物が存する。 種 類：車庫 構 造：コンクリートブロック造陸屋根平家建 床面積：16.02㎡ (現地調査を踏まえ、家屋課税図面記載の数量を採用した。)		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	阪急千里線「北千里」駅の南東方約1,150m（道路距離） （別添位置図 参照）		
付 近 の 状 況	中規模一般住宅が建ち並ぶ環境の良い住宅地域。今後、地域に特段の変動要因は無く、当面は現状を維持するものと予測する。		
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都 市 計 画 区 分	市街化区域	
	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	
	建 ぺ い 率	40 %	
	容 積 率	80 %	
	防 火 規 制	建築基準法第22条	
	そ の 他 規 制	10m第1種高度地区、地区計画「千里ニュータウン地区」、絶対高さ制限10m、外壁後退1.5m、日影規制、景観計画区域、屋外広告物規制区域「禁止区域」、宅地造成等工事規制区域、立地適正化計画「居住誘導区域・都市機能誘導区域」	
画 地 条 件	規 模	376.03㎡	
	形 状	ほぼ正方形	
	間 口 ・ 奥 行	間口約19.5m、奥行約19.0m	
	高 低 差 等	道路に対し概ね等高～約1m程度高位に接面している。そのほか、下記特記事項記載のとおり。	
接面道路の状況	東 側	幅員約7.5m舗装市道（建築基準法第42条1項1号）	
	接 道 状 況	中間画地	
土地の利用状況等	現 況	物件2建物の敷地	
	隣、地 の 状 況	東： 道路	西： 住宅
		南： 住宅・クリニック	北： 住宅
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり	
	ガ ス 配 管	あり	
	下 水 道	あり	
	（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土 壌 汚 染 等	対象土地は形質変更時要届出区域等には該当せず、対象建物も法令上の有害物質使用特定施設の届出はない。閉鎖登記簿等による確認では、明治時代より複数の個人間での所有権移転の記載が認められ、大阪府の所有を経て、昭和40年に現建物の敷地となっている。また、昭和41年以降の過去の住宅地図による確認では、当時から現在の建物の敷地として使用されていたものと推認される。過去及び現在の利用状況等からは土壤汚染の可能性は低いと判断されるが、土壤汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壤汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。		
特 記 事 項	(1) 目的土地の北東部にカーポートが設置されていた。また、建物西側に波板囲いの物置、庭に池が存する。 (2) 西側隣接土地との間に約3m程度、北側隣接土地との間に約1.4m程度の高低差（いずれも目的土地が低位）が存する。また、目的土地内においても約1m程度の敷地内高低差が存する。		

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

①（物件2／主である建物）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建 築 年 月 日	昭和40年6月22日 新築 （登記記載）
	増 築 年 月 日	昭和43年12月15日 増築 （登記記載）
		昭和57年4月15日 一部取毀 （登記記載）
		昭和57年7月15日 増築 （登記記載）
	経 過 年 数	約60年 （新築時より）
	経済的残存耐用年数	0年
仕 様	構 造	木・鉄骨造
	屋 根	瓦葺・陸屋根
	外 壁	モルタル 等
	内 壁	板張り・クロス 等
	天 井	板張り・クロス 等
	床	板張り・CFシート・畳 等
	設 備	電気，給排水設備，ガス 等
	そ の 他	特になし
床面積（現況）	延 167.10㎡	
	増築はなく，登記と現況数量は同じである。	
現 況 用 途 等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	6LDK
品 等	中位	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	(1) 建物1階中央上部付近に，2階から出入り可能な屋根裏収納が存し，2階階段付近に登記上床面積不算入部分が存する。 (2) 床の軋み，撓みが数箇所で感じられたほか，壁紙や床の損傷等も見られ，建物全体として経年相応の老朽化が進行している。 (3) 室内で犬2匹が飼育されており，若干の動物臭が感じられた。 (4) 設備等についての作動確認は行っていない。 (5) 対象建物について，建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果，アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお，アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 (6) 建築確認：不明	

②（物件2／未登記附属建物）

区 分	附属建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建 築 年 月 日	昭和40年8月日不詳 建築 （固定資産家屋台帳による）
	経 過 年 数	約60年
	経済的残存耐用年数	0年
仕 様	構 造	コンクリートブロック造
	屋 根	陸屋根
	外 壁	モルタル
	内 壁	仕上げなし
	天 井	仕上げなし
	床	コンクリート
	設 備	電気 等
	そ の 他	特にない。
床面積（現況）	現 況	延 16.02㎡
	増 築 の 有 無	なし
現 況 用 途 等	階 層	1 階建
	現 況 用 途	車庫
	間 取 り	—
品 等	中位	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	(1) 照明器具が破損していた。 (2) 動産類が存した。 (3) 設備等についての作動確認は行っていない。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件 1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ= (ア×イ×ウ×エ)
1	221,000	0.97	376.03	0.95	76,579,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

○地価公示 吹田-35

$$\text{標準価格} \quad 242,000 \text{ 円/㎡} \times \frac{\text{時点修正} \quad 102.5}{100} \times \frac{\text{標準化補正} \quad 100}{103} \times \frac{\text{地域格差} \quad 100}{109} \div \text{標準画地価格} \quad 221,000 \text{ 円/㎡}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 :

接面・方位	規模	形状	高低差	行政	その他	相乗積
1.03 (南東向き)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.03

◇ 地域格差 :

街路※1	接近※2	環境	行政	将来	その他	相乗積
0.99	1.10	1.00	1.00	1.00	1.00	1.09

※1: 街路幅員を考慮

※2: 駅接近性を考慮

イ 個別格差 :

接面・方位※1	規模	形状	高低差※2	行政	その他	相乗積
1.02	1.00	1.00	0.95	1.00	1.00	0.97

※1 東側方位 (標準方位: 北) を考慮

※2 隣接地との高低差 (目的土地が低位) を考慮

ウ 地 積 : 登記数量を採用した。

エ 建 付 減 価 : 本件においては-5%が適切と判断した。

(2) 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ= (ア×イ×ウ)
2 (主である建物)	200,000	167.10	0.04	1,337,000
2 (附属建物)	140,000	16.02	0.04	90,000
合計				1,427,000

ウ 現 価 率

《主である建物・附属建物》

経過年数 約60年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年} / (\text{経過年数} 60\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \\ &= 0.04 \end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	76,579,000	法定地上権	0.50	38,290,000

(2) 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) [1 (1) オ・1 (2) エ] ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) [2 (1) ウ] イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ= [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ]
1	76,579,000	△38,290,000		0.97	0.70		26,000,000
2	1,427,000	+38,290,000	1.00	0.97	0.70	0	26,970,000
一括価格(合計)							52,970,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正率

アスベスト使用可能性リスク (▲3) を勘案のうえ、市場性修正率を上記のとおり判断した。

オ 競売市場修正率

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合には不要である。

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地 [吹田-35]

所 在	大阪府吹田市藤白台4丁目125番123「藤白台4-21-20」
価 格	242,000 円/㎡
位 置	阪急千里線 北千里駅の北方 約600m (道路距離)
価 格 時 点	令和7年1月1日
地 積	318 ㎡
供 給 処 理 施 設	ガス, 水道, 下水
接 面 街 路	南東側 幅員約6.5m市道 中間画地
用 途 指 定 等	第1種低層住居専用地域 (建ぺい率40%・容積率80%) 10m第1種高度地区
地 域 の 概 要	中規模以上の住宅が建ち並ぶ環境の良い住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物 件 1	50,764,050 円
物 件 2	3,106,041 円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 建物図面・各階平面図 (写)
- 4 土地建物位置関係図
- 5 間取図 (概略)

以 上

物 件 目 録

1 所 在 吹田市藤白台二丁目

地 番 125番18

地 目 宅地

地 積 376.03平方メートル

所有者 A

2. 所 在 吹田市藤白台二丁目125番地18

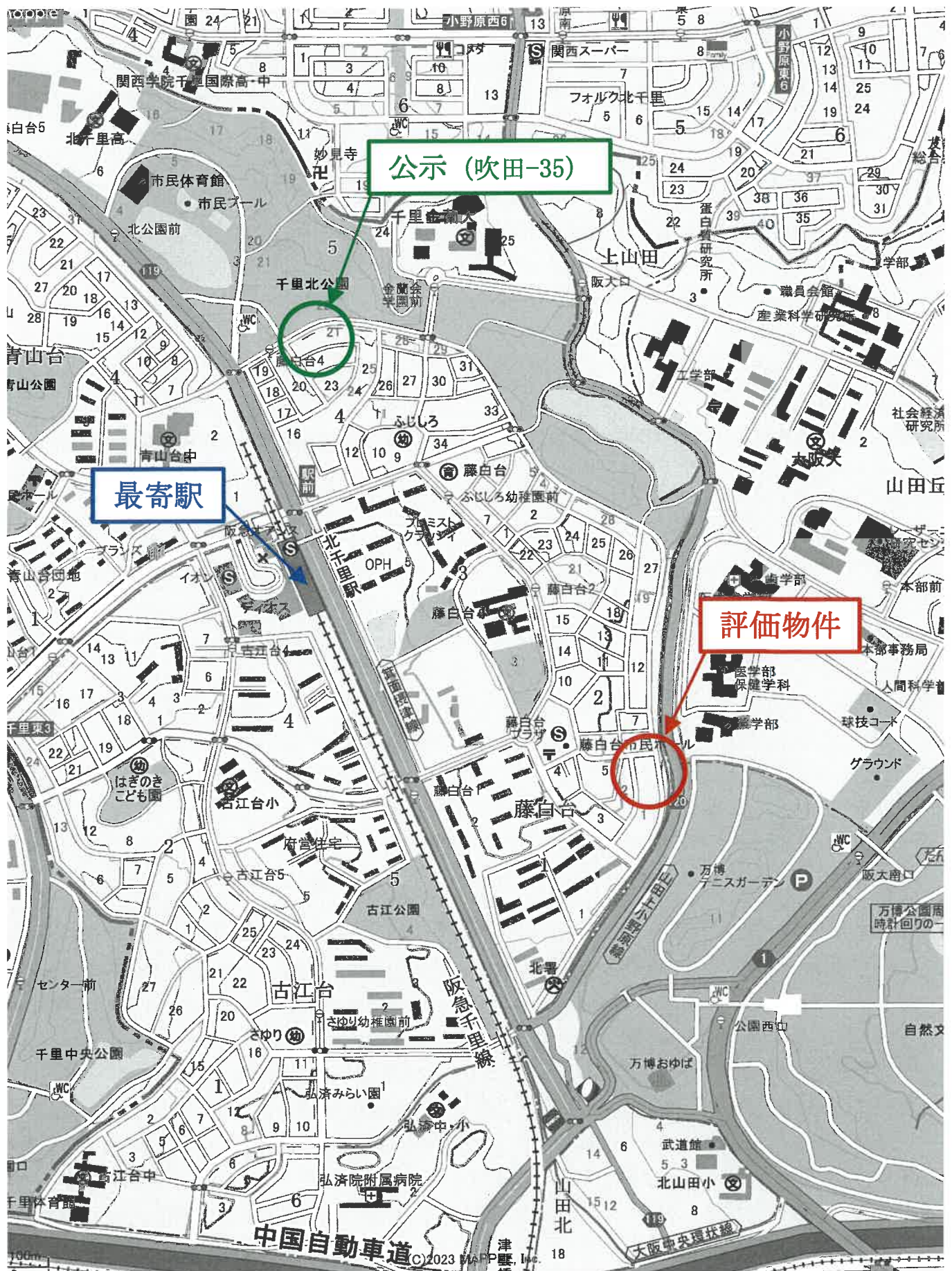
家屋 番号 125番18

種 類 居宅

構 造 木・鉄骨造瓦葺・陸屋根2階建

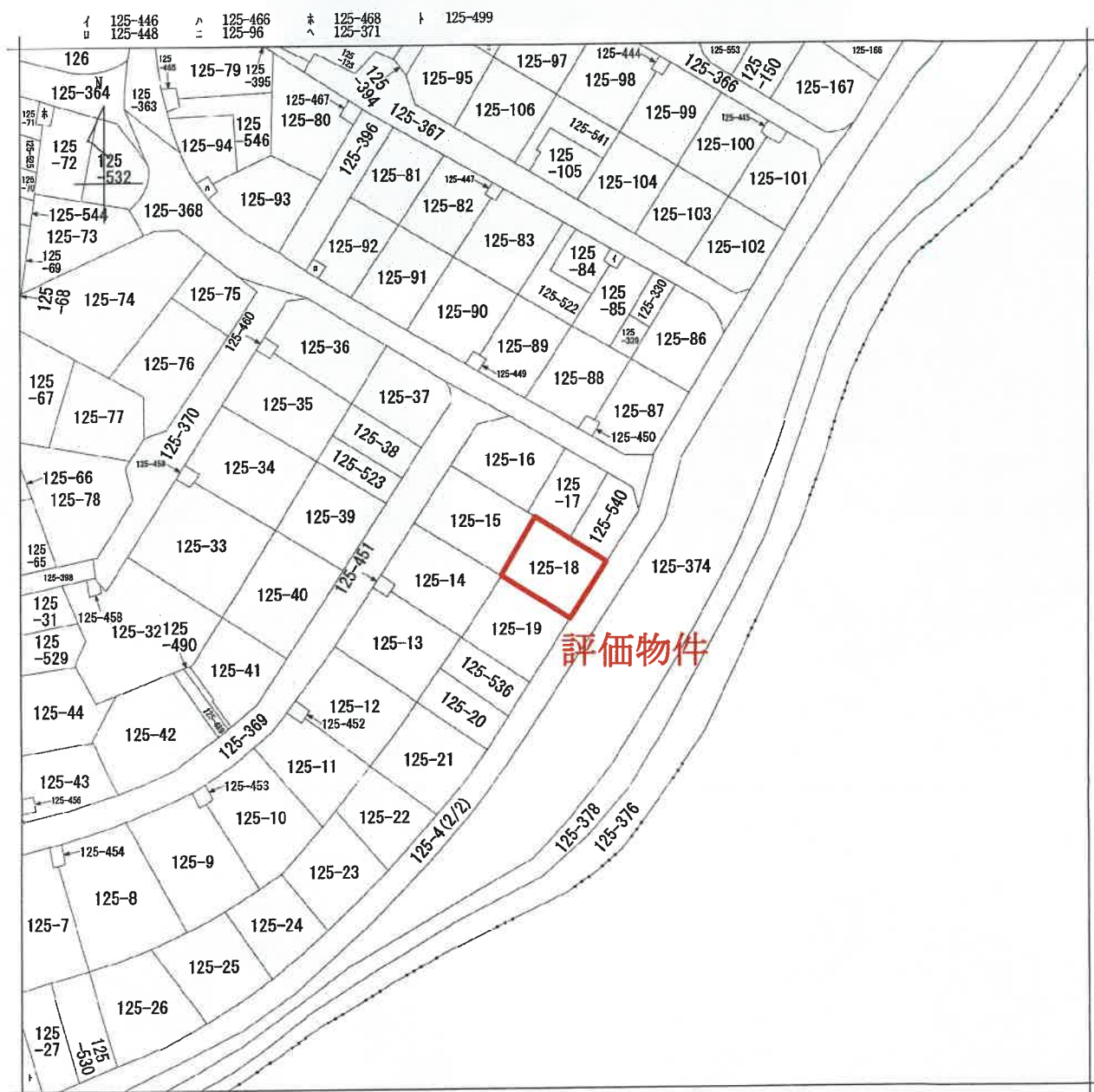
床 面 積 1階 123.65平方メートル
2階 43.45平方メートル

所有者 A



S=1:10,000

位置図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部	所在	吹田市藤白台二丁目				地番	125番18		
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和7年3月7日

大阪法務局北出張所

登記官

請求番号：41-1

(1/1)

A4版に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局北大阪支局管轄)
令和7年3月7日 大阪法務局北出張所

A4版に縮小

各階平面図

面 区 物 建

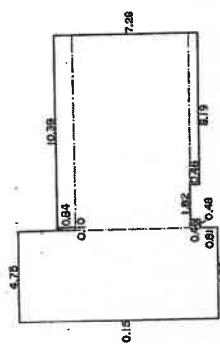
125番18

校區番號

吹田市藤白台2丁目125番地18

建築物の所在

1階平面図



求種

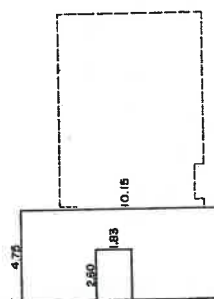
0.15	X	4.75	=	482125
0.39	X	0.84	=	8.7276
1.049	X	5.98	=	62.7302
8.19	X	0.46	=	3.7674
0.48	X	0.46	=	0.2208

床面積 123㎡65

123 765



2階平面図



種求

10.15	X	4.75	=	48.2125
2.60	X	1.83	=	- 4.7580

床面積 43'45

43 of 45

Diagram of the main building (主棟) showing dimensions and orientation. The building is oriented vertically. The top width is 2.90, the bottom width is 2.95, and the right side length is 8.40. The building is labeled (主) 125-18. The orientation is indicated by arrows pointing North (北), South (南), East (東), and West (西).

昭和五拾七年八月四日

作者

縮尺 $1/250M$

申請人

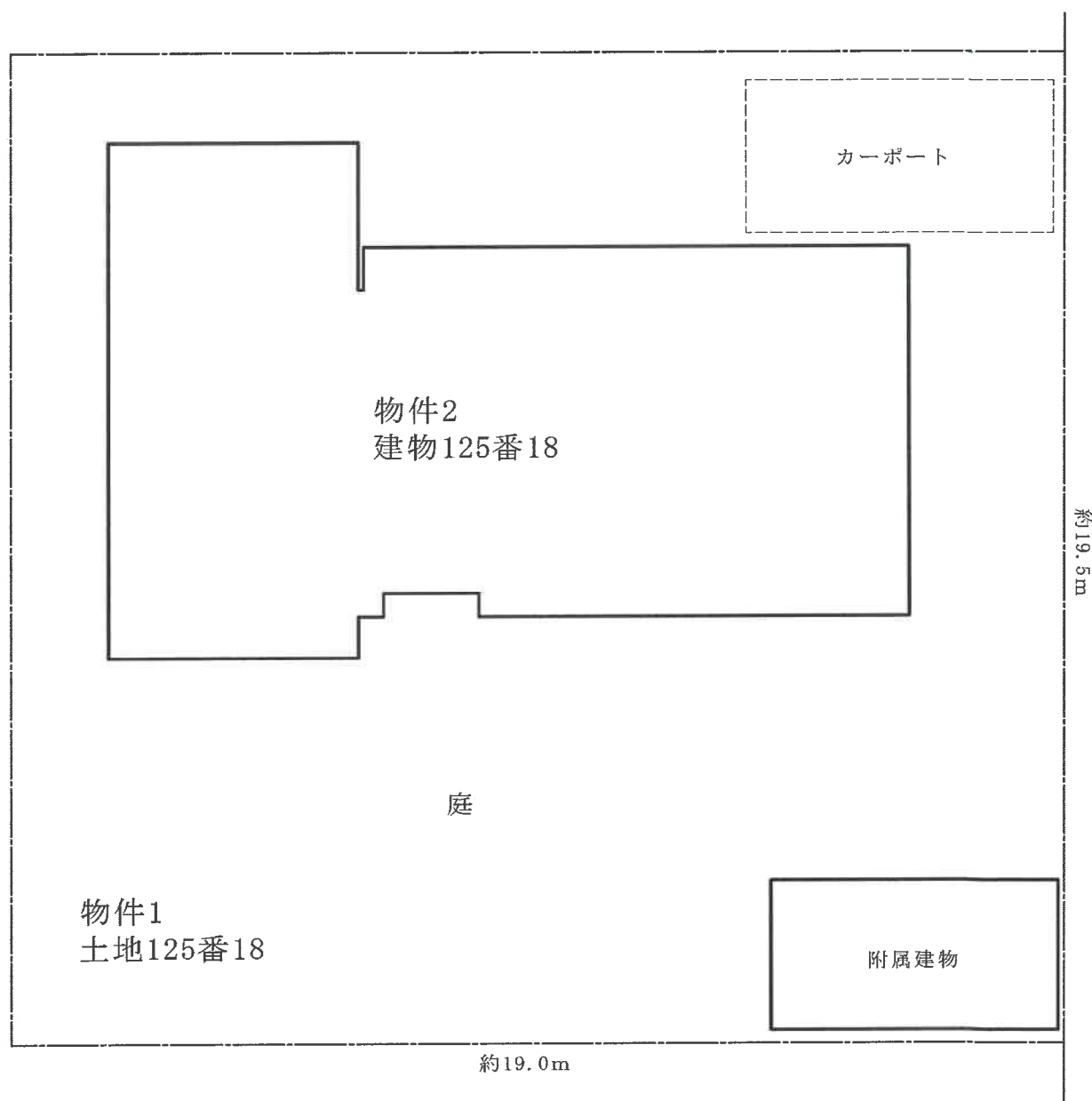
縮尺 1/500M

5177514

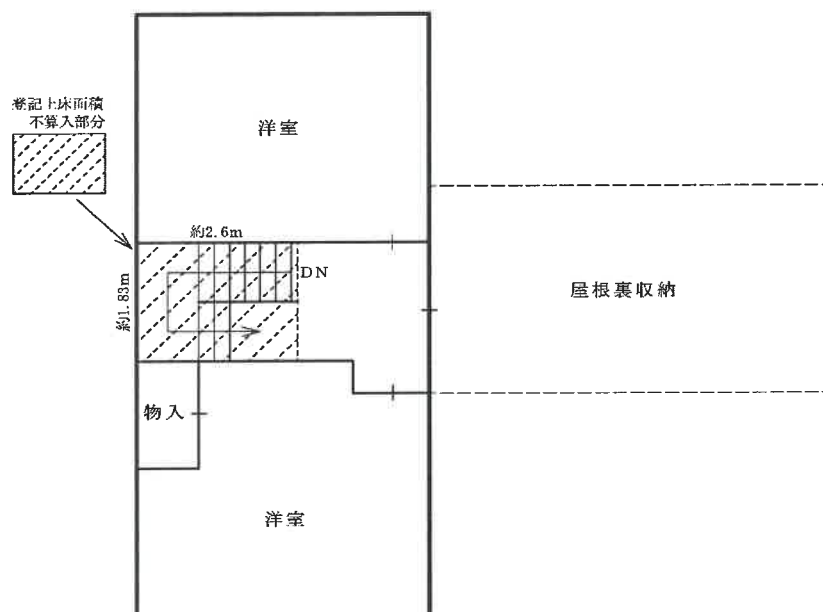
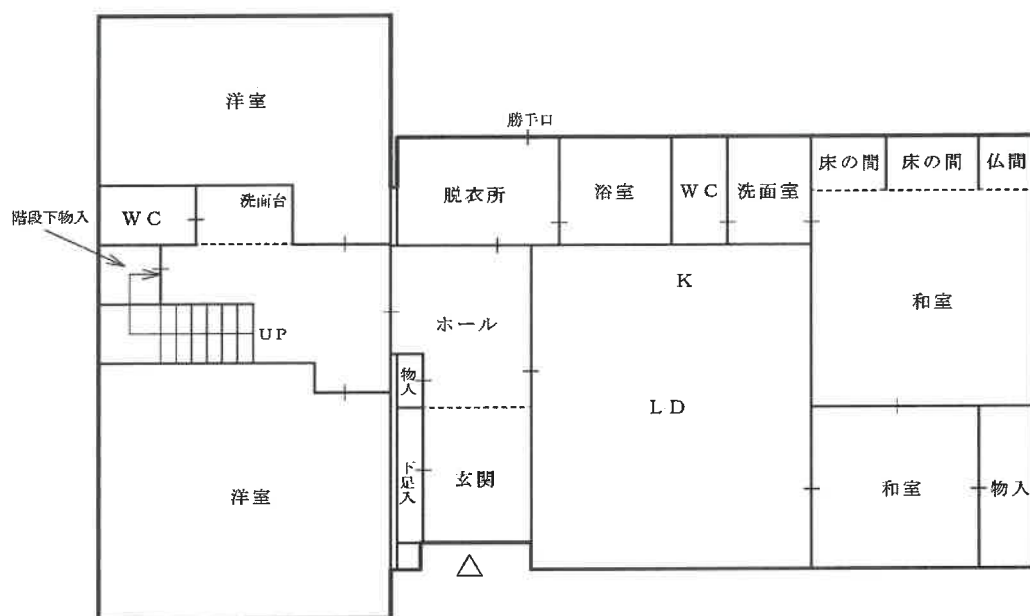
請求番号: 41-2

建物図面 (写)

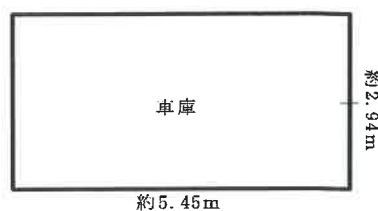
市道 (42-1-1)
現況幅員約7.5m



土地建物位置関係図



C B 造陸屋根平家建
16.02㎡



附属建物
(未登記)



間取図 (概略)